

(公印省略)

日 財 第 1002 号  
令和 2 年 10 月 13 日

各 部 (局) 長 様

総 務 部 長

### 令 和 3 年 度 予 算 編 成 方 針

内閣府が9月に発表した月例経済報告によると「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる」と景気判断を「持ち直し」維持としたものの、国内外の感染症の動向等を注視する必要があるとしている。

日田市における経済状況は、市内企業景気動向調査の結果(令和2年4月～6月)を見ると、新型コロナウイルス感染症による影響から、全業種合計の業況DIは前期と比較して、引き続き悪化となり、今後の見通しにおいても厳しい予測となっている。

このような中、日田市の財政状況については、令和元年度の経常収支比率は95.3%と、前年度と比較して0.4ポイント悪化している。経常的な歳入の多くを占める普通地方交付税は、合併による優遇措置の終了に伴い、令和3年では平成26年度と比較して約21億5,000万円(令和元年12月の財政推計)減少する見込みであり、市税においても、新型コロナウイルス感染症の影響により個人所得や企業収益の減少による市民税等の減収が予測され、今後更に財政の硬直化が急速に進むことが懸念されることである。

これらを踏まえ、今までにない厳しい状況下での当初予算編成に当たっては、事務事業の緊急度や優先度を見極め、既存事業の統廃合も含めた選択と集中により、歳出の大幅な削減に努めなければならない。また、職員一人ひとりが当事者意識を持って、将来の財政状況を見据えた予算編成に取り組む必要がある。

このため、これまで以上に徹底した経費の精査を行う一方、「第6次日田市総合計画の第2期基本計画」の重点施策や、新型コロナウイルス感染症への対応及び令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興を着実に進めるための事業等については、優先的に予算を配分する予定である。

また、国は「経済財政運営と改革の基本方針2020」の中で、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた現下の経済財政状況において、国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜くことを最優先として取り組み、「新たな日常」の実現に向けた動きを加速するとしており、その動向を常に注視し的確に対応されたい。

以上を踏まえ、予算要求に当たっては、次の事項に留意するよう通知する。

## I 全般的事項

- 1 国・県の予算編成に伴い、今後具体化する施策情報を的確に把握し、財源の確保に努めるとともに、事務事業の効率性、有効性、緊急性の十分な検討・見直しを徹底し、必要性の乏しいものについては、廃止や縮小をすること。  
また、令和元年度決算における「不用額リスト」(当初予算・減額補正額・不用額がわかるリスト)を後日配布するので、多額の減額補正や不用額を生じることがないように要求額を精査すること。
- 2 「第6次日田市総合計画第2期基本計画」、「日田市公共施設等総合管理計画」等の各種計画に盛り込まれる施策の実現に向けた要求を行うこと。
- 3 「新型コロナウイルス感染症」への対応及び「令和2年7月豪雨」災害からの「速やかな復旧・復興」については、適切な要求を行うこと。
- 4 部局を横断する事業の予算要求については、十分な連携を行い、重複することや統一性を欠くことのないよう努めること。

## II 歳入に関する事項

- 1 市税  
市税収入は、本市財政の根幹をなすものであり、その積算に当たっては、税制改正の動きや新型コロナウイルス感染症の影響による経済動向等に留意の上、課税客体の的確な把握や徴収率の向上に努め、年間の徴収見込額を的確に算定し計上すること。
- 2 地方交付税  
地方財政計画等を考慮するとともに、地方交付税算定方法の見直しや市税収入の動向に留意し、年間見込額を計上すること。
- 3 国・県支出金  
国・県の予算編成過程において、補助金の廃止・縮減・新設に関する徹底した情報収集を行うとともに、補助金を活用した事業の効果等を精査することにより、歳出に対応した額を計上すること。
- 4 分担金・負担金  
法令や条例等の根拠法令に照らし、負担割合の適正化を図るとともに、歳出に見合った収入見込額を計上すること。
- 5 使用料・手数料  
受益者負担の原則に立ち、歳出に見合った収入見込額を計上すること。

## 6 財産収入

未利用財産については、将来の使用目的等について十分検討し、処分可能なものについては、時価に沿った適正な価格で積極的に処分を行うこと。また、貸付可能なものは、適正な対価で貸し付けるなど、収入の確保に努めること。

## 7 市債

市債については、地方財政計画・地方債計画等を参考に、地方交付税措置等財政支援が講じられるものを極力選択し、市債残高の増嵩など後年度の財政負担に留意し、財政課と協議の上、所要額を計上すること。

## 8 その他

過去の実績などの客観的な資料に基づき、的確な見込額を計上するとともに、あらゆる収入の可能性を検討し、財源確保に努めること。

特に、日田市有料広告事業やふるさと納税制度(自治会還流制度)については、積極的にPRすること。

なお、基金繰入金の充当については、財政課と協議の上、計上すること。

# III 歳出に関する事項

## 1 予算の要求枠

予算要求は、部局別に、次に示す基準により要求すること。

### (1) 義務的経費【シーリング設定なし】

義務的経費の主なものは、人件費(単独分)、扶助費、公債費である。

扶助費については、対象者数や制度改正など、積算根拠等を精査の上、過大な予算要求にならないように注意すること。

また、特別会計等への繰出金については、「V」の特別会計等に関する事項に留意すること。なお、建設関連事業などの投資的な経費については、繰出金抑制のため事業費の圧縮を図ること。

### (2) 経常的経費【シーリング設定あり】

経常的経費の主なものは、物件費及び維持補修費等の通常事務の遂行に必要な管理予算的経費である。

要求にあたっては事業の必要性の検証を必ず実施し、必要性の低いものは廃止を含め節減に最大限努めること。なお、新たな経費の要求は可能であるが、他の経費を必ず縮減し、要求枠の範囲内とすること。

また、近年の決算額を踏まえ、過大な不用額が生じないよう適切な要求を行うこと。

※ 令和2年度当初予算額(一般財源ベース)の ▲ 3%

### (3) 臨時的経費【シーリング設定あり】

令和3年度の実施計画として地方創生推進課に要求したもので、査定で採択(内示)のあったものに限る。なお、実施計画の査定は事業の方向性及び大枠を決定するものであることから、予算要求に当たっては、積算根拠、財源等について精査を行い、提出すること。

A査定であっても、予算要求時までには事業内容の精査がなされていないものについては、予算措置を行わないものであること。

また、令和3年度の実施計画については、今後、年末にかけて示される国の地方財政計画の内容等によっては、A査定の事業についても調整をする可能性がある。

※ 令和3年度実施計画の採択(内示)のあった事業費の範囲内で、かつ、一般財源の範囲内(A査定及びB査定)ただし、次の事業等は、臨時的経費の例外とする。

- ① 災害復旧事業
- ② 実施計画以外で、特別の事由によるもの  
(地方創生推進課と協議した上で提出のこと)

## 2 個別経費の取り扱い

### (1) 人件費

令和3年3月31日退職予定者を除き、かつ、新陳代謝分(再任用含む)及び定昇分を加味して年度間所要額を計上すること。計上に当たっては、別途指示する。

なお、会計年度任用職員についての要求は、総務課職員係と十分協議し、令和2年度当初予算と同じ経費区分で要求すること。

### (2) 物件費

需用費の消耗品、燃料費及び光熱水費については、特に抑制に努めること。また、食糧費については、開催時間の調整などにより縮減に努めること。

### (3) 維持補修費

維持補修費については、施設利用者の安全確保に十分配慮すること。修繕については、「公共施設等総合管理計画」に沿ったものとすること。

### (4) 委託料

委託料については、業務内容や委託範囲等の見直しを行い、安易に今年度と同様とすることなく、発注内容等の工夫をして経費の削減を図ること。

### (5) 工事請負費

労務単価や資材費の動向などに十分留意し、事業費の積算を行うこと。

また、建築物等の要求に当たっては、内容に応じた適正な施工数量や費用の算出(設計)が必要であるため、業者見積のみによることなく、事前に建築住宅課公共施設整備係と協議し要求すること。

### (6) 負担金、補助及び交付金

負担金、補助金及び交付金については、現在、地方創生推進課で「補助金の適正化」に向けた取り組みを行っているところであるが、対象団体の決算

状況等を参考に、事業内容、繰越金の状況を考慮し、令和3年度当初予算からでも廃止・縮小が可能なものについては、地方創生推進課と協議の上、前倒して実施すること。

また、各種団体・協会等への負担金については、依然として過度な決算剰余金を生じることにより次年度へ繰越す事例が見受けられることから、加入の適否や負担額の妥当性を検証した上で、廃止・縮小を図ること。

#### (7) 貸付金等

利用状況や事業効果を十分把握し、貸付枠、貸付利率、金融機関への預託倍率等の見直しを行うこと。

### IV 債務負担行為

後年度における支出を義務付けるものであることから、設定に当たっては慎重を期すること。一方、設定が必要なものについては、確実に計上すること。

### V 特別会計等に関する事項

特別会計及び公営企業会計の予算要求に際しては、独立採算の基本原則に基づきながら、経常経費については、一般会計と同様に歳出抑制の観点から経費節減等事務事業の効率化と料金体系の見直し等を含めた経営改善に努めること。

特に、一般会計からの基準(ルール)外の繰出金に依存している特別会計等については、経費の精査を行い要求すること。

### VI 財政マネジメント強化の取り組み

地方財政のマネジメント強化に関する取り組みとしては、国の要請に基づき、「公共施設等総合管理計画の策定」「地方公会計の整備」「公営企業会計の適用(法適化)」を3つの大きな柱として、取り組みを進めてきたところである。

「日田市公共施設等総合管理計画」については、「第1期実施計画」に基づき、必要となる予算の要求を行うこと。

「地方公会計の整備」については、財政の「見える化」を進めるため、複式簿記の手法を取り入れた統一的な基準による財務書類を作成しており、公営企業会計や第3セクター等も連結対象として含まれることから、第3セクター等の経営状況については、今後のあり方の検討を含め十分なチェックを行うこと。

「公営企業会計の適用」については、令和2年度から対象となる全ての特別会計を法適化しており、一般会計繰出金等の予算については遺漏なく適正に要求するとともに、経営基盤の強化に取り組むこと。

## Ⅶ 普通地方交付税に関する事項

普通地方交付税は、平成 27 年度からの 5 か年度で合併に伴う優遇措置が段階的に削減され、令和 2 年度からは、算定方法が合併後の一つの市として算定する一本算定となっている。

今後、国の地方財政計画により地方交付税総額が示されるが、地方交付税の原資は国税の一定割合であることから、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国税の減収による交付額への影響が懸念される場所である。

こうした状況により、今後も多額の一般財源が減少することが見込まれることを認識し、令和 3 年度の予算要求を行うこと。

### <普通地方交付税の推移>

年度	削減率	削減額	交付額
平成 27 年度	10%	△1 億 8,020 万円	11,651,844 千円
平成 28 年度	30%	△3 億 8,527 万円	11,645,556 千円
平成 29 年度	50%	△5 億 242 万円	11,451,344 千円
平成 30 年度	70%	△5 億 8,009 万円	10,815,233 千円
令和元年度	90%	△7 億 2,623 万円	10,748,201 千円
令和 2 年度	一本算定	—	10,559,589 千円
令和 3 年度(推計)	一本算定	—	10,177,165 千円

### 【参考】交付額の減少

平成 26 年度 123 億 2,685 万 1 千円

(決算額)



17 億 6,726 万円減

令和 2 年度 105 億 5,958 万 9 千円

(当初決定額)